

第3章 食料自給率向上・食の安全に向けた取組

1 食料自給率向上を目指して

(1) 九州農政局食料安保・自給率向上本部の取組

(本部の設置)

世界的な食料需給のひっ迫、原油・資材価格の上昇等に対応し、九州地域において、食料安全保障・食料自給率向上に関し、消費者、生産者を含む関係者の理解を深めるとともに、関連施策を的確に推進するため、九州農政局は、20年8月27日に、局長を本部長とする「食料安保・自給率向上本部」（以下、「本部」という。）を設置した。

(本部の取組)

本部では、食料安保・自給率向上に関する施策について相互に関連を持たせることを念頭に、各部の取組状況の情報共有を行うこととして、月1回の定例会議を行うほか、20年度については、「情報共有と発信」及び「ネットワークの構築・強化」を目的とした各種取組を実施した。

「情報の共有と発信」の取組としては、農政局職員が国民の皆様からの照会や質問に親切・丁寧・誠実に対応できるよう「業務対応の手引き」を作成し全職員に配付したほか、農政局ホームページの自給率向上コーナーのリニューアルを行った。

また、「ネットワークの構築・強化」の取組としては、国の各省地方支分部局等関係機関との連携・協調と情報交換を積極的に行うとともに、こうした連携を活かして、21年3月13日、食と農を核とするネットワークの拡大と新たな形成を目指した「九州・食農行動人（食農アクティビスト）・融合会議」を開催した。

この会議には、九州各地で地産地消や食と農による地域振興に取り組んでいる実践者・ネットワークのほか、農商工連携の企業やメディア（フリーペーパー、雑誌、新聞）、旅行代理店、銀行、関係行政機関など約50名が参加し、食農行動人のリストアップや地産地消等、テーマ毎に分かれたグループ討論など活発な意見交換が行われた。



融合会議の様子（熊本市）

(2) 食育アイランド九州

(食育の推進)

九州農政局管内では、様々な関係者により、地域の特色を活かした多様でユニークな食育の取組が盛んに実践されている。

九州農政局としては、このような食育活動の情報発信及び関係者のネットワークづくりの支援を目的として、ホームページの「九州の食育のひろば」の中に「食育アイランド九州」を開設している。「食育アイランド九州」は、食育の取組をされている方々を紹介したデータベース「食の体験・食育マップ」と、当該マップに登録されている方々の最近の活動や、九州農政局、管内各農政事務所の取組を紹介した「トピックス情報」で構成している。



ホームページ

【<http://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/hiroba/hiroba.html>】

「食育アイランド九州」に登録・参加されている団体・個人は、3月末現在で689にのぼっており、参加している団体・個人を対象に、毎月1回メールマガジン「しまかぜ」を発行し、食育活動の参考となる情報の提供を行っている。

また、参加者間でお互いの食育活動の取組成果や課題等を共有し、今後の食育活動の拡大や地域へのより一層の定着に役立てていただくことをめざして、20年12月～21年2月にかけて、九州各地（8地域）において、「食育アイランド九州交流会」を開催した。参加者からは、「食育の取組が広がるように、今後、多くの人に参加してもらおう交流会にして欲しい」、「若いお母さん方や小さい子どもたちへも食育ができれば素晴らしい」などの意見が出された。

九州農政局では、今後も「食育アイランド九州」の充実に努め、地域における食育が更に広がっていくよう活動を支援していくとしている。



交流会の開催状況（宮崎県）

(3) 九州における農産物の消費拡大

ア 米

19年度の年間1人当たりの米の消費量は、全国ベースで61.4kg（概算値）となり、18年度の61.0kg（確定値）から若干増加した。

(ご飯食の推進)

この要因としては、穀物価格の上昇による食品価格が上昇するなかで米の価格が安定的であったことが上げられるが、健康増進を図りたいという意識が少しずつ日本食に向かわせている状況も米消費の伸びに影響していると思われる。

また、米飯学校給食は、19年度全国平均で初めて3.0回/週（18年度2.9回/週）となった。九州においても、長崎を除く各県が週3.0回以上の米飯給食を実施しており、福岡及び宮崎県においては前年度に比べ0.1回増加している。

(米粉のさらなる普及)

国内で自給可能な米を「ご飯」として食べるだけでなく「米粉」として、パン、麺等に活用し、新たな用途への需要拡大が課題となっている。

九州米粉食品普及推進協議会が16年3月に設立され、以後米粉食品の普及拡大活動を続けている。九州管内では、新規米粉（小麦粉と同じ粒度にした米粉）の生産はまだごくわずかであるが、これまでの取組の成果として、パンや麺、洋菓子等の分野で利用されることが多くなっており、新規米粉を使った製品の販売店舗や新規米粉の製造が可能な製粉設備を整備する業者が増えつつある。また、地域の産米を活用したいと、自治体が学校給食に米粉パンを導入する例も増加してきている。

更に、これまでの地域・中小企業の実績に加え、20年度からは大手企業もその商品開発にも力を入れるなどの取組を進めている。



熊本県立鹿本農業高校生が企画した米粉パン



米粉を使ったロールケーキ

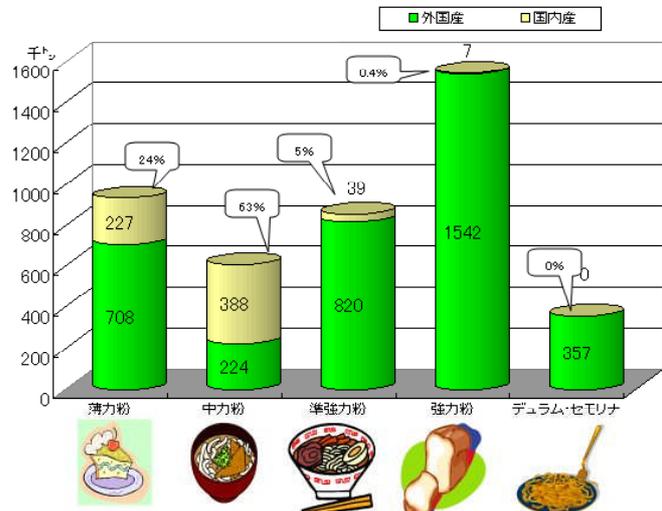
イ 麦・大豆

近年、麦では、需要と生産のミスマッチ、産地や年産による品質のばらつき、大豆では、収量の年次変動等により、実需者ニーズに対応した生産に問題が生じている。

このため、産地自らが課題解決のための取組を具体化した「麦・大豆産地強化計画」に基づく産地段階での取組を推進しているところである。麦については、産地の現状分析や対応方策を取りまとめた「麦カルテ」の活用や、国内産比率の高い日本麺用小麦から、国内産比率の低いパン用・中華麺用の小麦品種への作付転換を促進するなど、需要に応じた安定生産を推進している。大豆については、「九州ブロック大豆300A技術等の新技術の普及推進方針(20年2月22日)」に基づき、現地検討会や普及推進セミナーを開催するなど、安定生産及び生産拡大にかかる新技術の普及等を推進している。

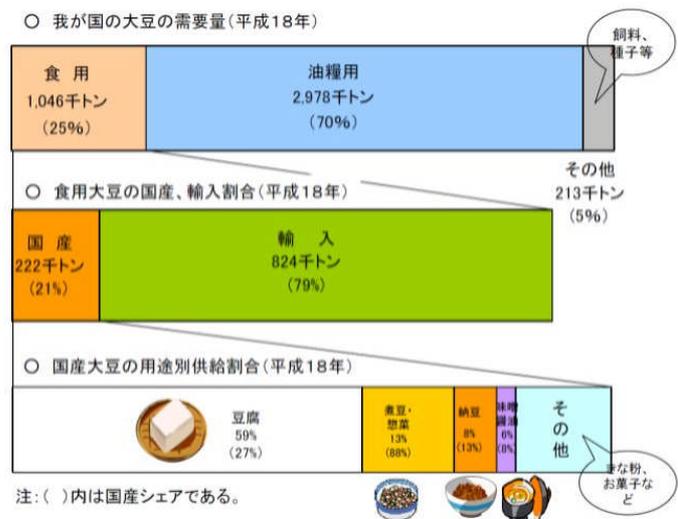
一方、国内産志向から国産麦・大豆に対する消費者の需要は高まっており、九州各地で地場産大麦を使用した焼酎、地場産小麦を使用したパン等の商品開発・販売が行われている。福岡県ではラーメン用小麦を開発し、県内産麦の需要増を図っている。また佐賀県では、食品加工業者等の望む大豆を生産するため、産地において「全農安心システム」の認証を受け適切な工程管理が行われ、熊本県では、地域の生産者、加工グループ、ホテルが連携し、地場産大豆の納豆を販売する取組等が行われている。

図3-1 小麦の用途別国内産比率(18年度)



資料：農林水産省生産局「水田の有効活用等について」(平成21年1月)

図3-2 大豆の需要量等(18年)



ウ 野菜・果実

国民の1人当たりの野菜及び果実の摂取（消費）量は、若年層を中心に、健康の観点から定められた目標量を大きく下回っている状況にあることから、九州農政局では、熊本合同庁舎食堂と連携し、野菜・果物の機能性及び九州、県域内産の食材の利用率を示した地産率等の食材情報を紹介するとともに、地域の食文化をテーマにしたイベントメニュー「九州一周味巡り」（20年11月～2月、計7回）を実施し、食堂利用者へ摂取拡大に向けた啓発活動を行った。



- 鹿児島県 奄美鶏飯・さつま汁（60食）
- 宮崎県 チキン南蛮・日向南瓜甘煮（60食）
- 福岡県 博多もつ鍋・がめ煮（50食）
- 大分県 大分とり天・豊後だんご汁（70食）
- 佐賀県 温泉湯豆腐・肥前ちらし寿司（50食）
- 長崎県 長崎ちゃんぽん・中華まん（70食）
- 熊本県 阿蘇高菜飯・太平燕（60食）

なお、食堂利用者71人にアンケートした結果、地産地消や栄養バランスへの関心の高まり等から、61人（94%）から「今後も続けてほしい」との回答があり、毎回予定数量を完売するなど、好評を得た。

地産地消九州一周味巡り

福岡編
もつ鍋とがめ煮 ばりうまっ！

福岡産の
富有柿です

がめ煮
椎茸（糸島）
蓮根（佐賀）
人参（糸島）
里芋（糸島）
牛蒡（糸島）

福岡
筑豊地方の
みのひかりで
炊き上げまし

お漬物
大根（糸島）
の

博多もつ鍋
白菜（北九州）
もやし（北九州）
玉葱（奈良）
にら（奈良）
味噌（奈良）

本日の地産率
福岡産 75%
九州産 90%

もつは、低カロリーの食材であるだけでなく、キャベツやニラなどの野菜を加えることでアミノ酸やミネラルを補強する働きがあります。

提供：デルソル九州株式会社 後援：九州農政局

また、21年2月に福岡市において、野菜等健康食生活協議会等とともに野菜・果物摂取拡大セミナー「メタボリック対策最前線」を開催し、パネラーとしての参加や展示コーナー等を通じ、セミナー出席者である社員食堂の関係者、栄養士、食品関係業者等へ、野菜・果物摂取の重要性についてアピールした。



セミナーの様子（福岡市）

エ 牛乳・乳製品

近年の牛乳等の1人1年当たり消費量については、少子化及びミネラルウォーター、野菜飲料等の消費量増加等により減少傾向にある（図3-3）。

一方で、乳飲料やヨーグルトをはじめとした発酵乳の消費量については増加傾向となっており、特に高級洋菓子での需要が増加した生クリームや食の多様化の進展等によるチーズについては、今後も需要の伸びが期待される（図3-4）。

図3-3 牛乳等の1人1年当たり消費量の推移

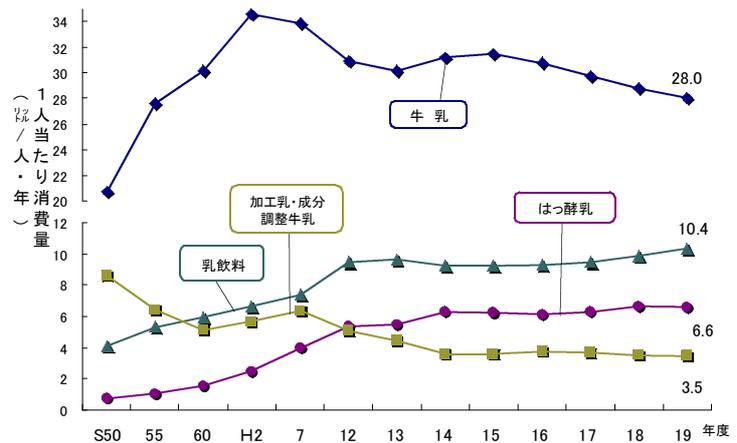
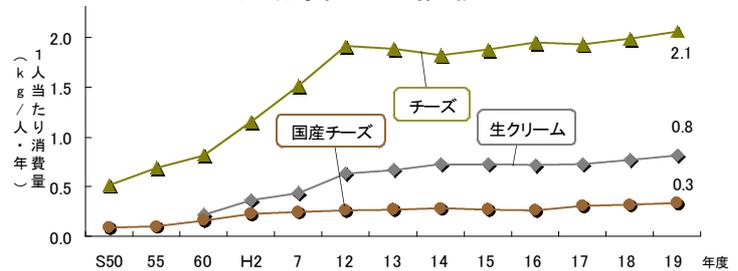


図3-4 チーズ、生クリームの1人1年当たり消費量の推移



資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、「食料需給表」、「チーズの需給表」、総務省「人口推計」
 注1：牛乳及び加工乳・成分調整牛乳の消費量は、15年度以降新しい調査定義に基づいており、以前の数値と連続しない。
 注2：1人1年当たり消費量は、1年当たり生産量(または需要量)/当年度10月1日現在の総人口。
 注3：国産チーズ消費量は、牛乳乳製品課推計。

しかしながら、昨年、配合飼料価格の高騰や燃油価格高騰等による生乳の生産コストの増加を背景とした生乳取引価格の引き上げとこれに伴う牛乳・乳製品の販売価格の値上げの実施や、昨年末からの景気の減退が今後の牛乳・乳製品の消費に影響することが懸念される。

このような情勢のなか、九州農政局では、生産者団体等による消費拡大への取組への参加及び協力を行うとともに、消費者との意見交換、牛乳乳製品に関するパンフレット等の配布を行い牛乳・乳製品の消費拡大を図っている。

九州農政局による牛乳の消費拡大への取組

- H20. 6. 9～13 九州農政局消費者の部屋における牛乳の機能性等のパネル展示等
- H21. 2. 26 熊本市 消費者団体等との意見交換会 参加者数：40名

生産者団体等による牛乳の成分、有用性の紹介等事例

- H20. 11. 15 福岡市 牛乳市民講座 参加者数：330名
- H21. 1. 25 福岡市 栄養士講座 参加者数：74名
- H21. 2. 7 鹿児島市 栄養士講座 参加者数：178名

(4) 飼料自給率向上を目指して

ア 粗飼料の増産に向けて

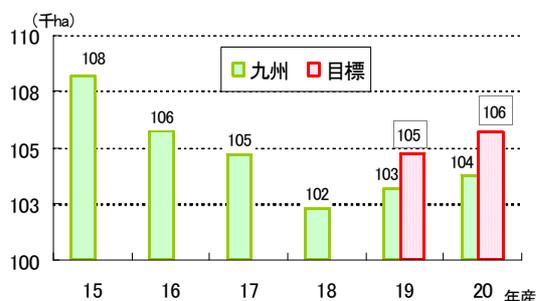
自給飼料の生産については、畜産経営における生産コストの低減はもとより、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上、安全・安心な畜産物の供給、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立や地域振興などを図る観点から重要である。

このため、「食料・農業・農村基本計画」や「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」では、自給飼料生産の重要性が強くうたわれ、また、平成27年度までに、飼料自給率を35%（現状（19年度概算）25%）に、粗飼料自給率を100%（同76%）に引きあげるという目標が設定されているところである。

(飼料用作物作付面積の拡大)

九州では、未利用地などを対象とした飼料基盤の整備や、水田・畑の裏作での飼料作物の作付けについて、生産者や関係者の連携のもと積極的に取り組まれており、その結果、減少傾向で推移してきた飼料作物作付面積が、平成19年、20年と増加している（図3-5）。

図3-5 飼料作物作付面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

今後、さらに飼料作物作付面積の拡大を

進めるためには、草地や飼料畑などの基盤整備の促進はもとより、さらなる水田や畑地の効率的な利用を図る必要がある。

九州の場合、気候条件を考慮すれば、既耕地の裏作での飼料作物の生産や飼料として栄養価の高いとうもろこしの二期作、または、とうもろこしとイタリアンライグラスの二毛作等を積極的に推進する必要がある。

(水田放牧の推進)

中山間地域の水田等の条件不利地において、耕作放棄地の解消や棚田保全、イノシシ等の獣害対策の観点から有効な対策として放牧が期待されているところであり、一方、畜産農家においては、省力化、低コスト化が図られることから、近年、水田での放牧が増加している（図3-6）。

図3-6 水田放牧の推移



資料：九州農政局調べ

さらに取組の拡大を推進し、条件不利地で

の農地の荒廃防止と肉用牛の増頭を図るためには、地域の理解醸成、耕畜連携

の強化が必要である。

（飼料生産の外部化の推進）

高齢化、後継者不足などの理由により、畜産農家戸数が年々減少しているなか、1戸当たりの家畜飼養頭数は確実に増加しており、それら規模拡大により畜産農家は飼養管理へ労働力を集中せざるを得ない傾向にあることから、増頭に対し飼料作物作付面積の拡大が伴わず、1頭当たりの飼料作物作付面積は減少傾向にある。

九州においては、粗飼料の生産・供給までを専門的に行う組織（コントラクター）が各所において立ち上げられている。それらは畜産農家の共同体であったり、新たに耕種農家が設立したりと構成は様々であるが、組織数は着実に増加している（図3-7）。

自給飼料の生産拡大のためには、畜産農家の労働力不足の補完や耕畜連携の橋渡しを行うコントラクターが必要であり、コントラクター組織が作付け・収穫するほ場の集積に向けて支援するなどコントラクターの育成を推進することが重要である。

（国産稲わら等の利用促進）

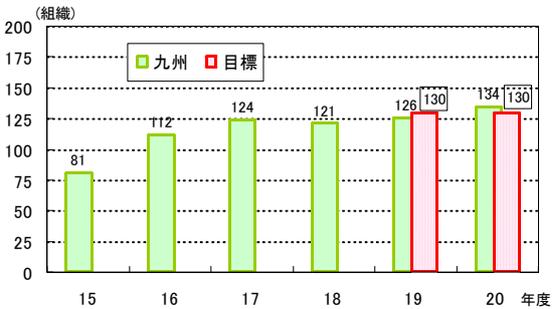
稲わらは、大家畜経営において飼料や敷料として利用され、特に肉用牛経営において貴重な粗飼料となることから、その確保が課題となっている。

九州北部は、稲作地帯であるため、国産稲わらの確保が進んでおり、国産稲わら自給率は高い。他方、畜産主産地である九州南部では国産稲わら自給率はやや低い状況にあり、九州北部から南部へ国産稲わらを提供する取組（県外流通約3万トン）が一部行われているが、国産稲わら需要を全て満たすまでに至っていない。

また、20年度においては、価格や取扱に有利な中国産稲わらの輸入一時停止措置の一部解除等により、国産稲わら自給率は前年度を下回る状況となった（図3-8）。

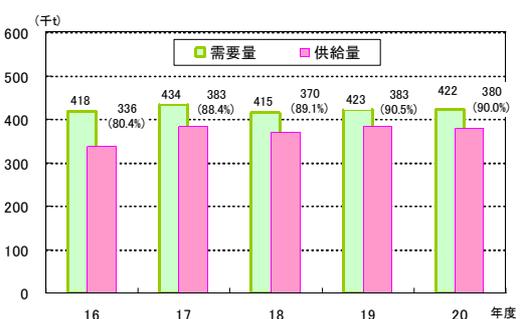
国産稲わら自給率100%を達成するためには、すき込み等が行われている稲わらを畜産利用に仕向ける（現在畜産利用：推計約3割）とともに、稲わら資源が豊富にある北部から南部への供給体制を整備することが必要である。

図3-7 コントラクター数の推移



資料：九州農政局調べ

図3-8 国産稲わら利用の推移



資料：九州農政局調べ

(飼料増産運動の推進)

このようななか飼料の増産に向け、九州農政局においては、九州地域の行政、農業団体等で構成する「九州地域飼料増産行動会議」を設置し、九州における自給飼料の増産の目標を定め、飼料増産運動への取組が低調な地域への集中的な働きかけや、助成制度の積極的な活用促進の取組を行っているところである。

イ 稲発酵粗飼料・飼料用米の利活用

(稲発酵粗飼料)

自給飼料増産を図るためには、耕種及び畜産の連携による水田を活用した自給飼料の生産が重要である。

水田での飼料作物として、稲の子実と茎葉のすべてを活用する稲発酵粗飼料（稲WCS）の生産利用の拡大を図るため、九州農政局では、「九州地域飼料増産行動会議」において目標作付面積を定め推進しているところである。

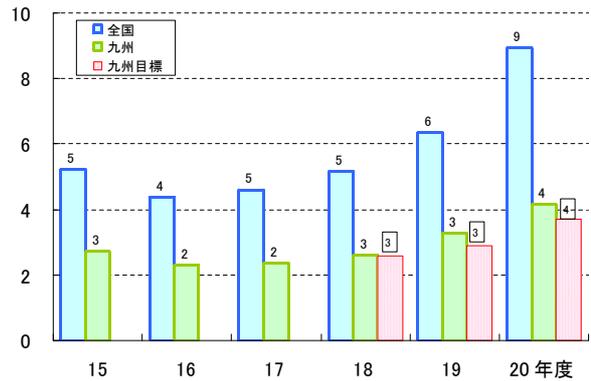
また、研究開発分野においては、一般食用品種よりはるかに収量が多く、九州地域の気候等の栽培条件に適したタチアオバ、ニシアオバ等の稲発酵粗飼料向け専用品種の育成を始め、省力・低コスト化が可能な直播栽培や堆肥を使った多収栽培技術、飼料作物用収穫機械によるロールベールラップ体系、湿田でも収穫可能な専用収穫機、泌乳牛や肉用繁殖牛への長期・多給技術、専用の乳酸発酵菌などが研究・開発されてきたところである。

これら、稲発酵粗飼料の作付拡大に向けた取組の実施や各県での実証試験、現地検討会等を通じた稲発酵粗飼料の生産・給与技術の生産現場への普及が徐々に進み、九州農政局管内における作付面積は年々増加しており、全国の作付面積の約5割を占めている(図3-9)。

(飼料用米)

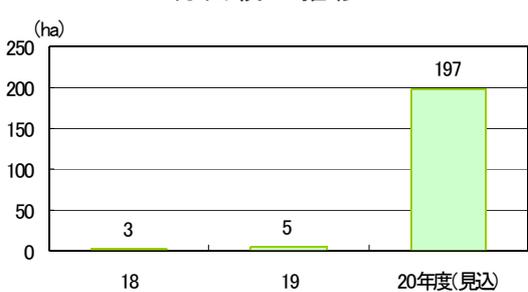
また、飼料用米の利用は、生産コストが輸入とうもろこしと比較して、大幅に高いことから、これまでごく限られた取組であったが、配合飼料価格の高騰等により輸入とうもろこしの価格差が縮小したことなどから、地域の耕種農家と畜産農家等が連携した飼料用米を利用する取組が拡大し、飼料用米の作付面積が増加したとこ

図3-9 稲WCSの作付面積の推移 (千ha)



資料：九州農政局調べ

図3-10 九州における飼料用米作付面積の推移 (ha)



資料：九州農政局調べ

ろである（図3-10）。

飼料用米の利用を進めるためには、飼料用米価格の低減や飼料用米を活用した畜産物の付加価値化等を図る必要がある。

このため、九州農政局では、飼料用米生産の低コスト化の取組を推進するとともに、耕種農家と畜産農家のマッチング等を通じ、耕種農家、畜産農家及び生協等が連携した畜産物のブランド化等の取組を推進しているところである。

ウ 食品残さ飼料化の推進

近年は飼料自給率の向上の観点や配合飼料価格の高騰から、食品工場、外食産業などから排出される食品残さを家畜の飼料原料として活用する取組が推進されているところである。

このようななか、九州においては、従来から取り組まれていた粕類（焼酎かすやおから等）や野菜くずなどを家畜用飼料として利用する事例のほか、豚への給与事例として、製パン工場から排出されるパン屑、コンビニエンスストアから発生する弁当の売れ残りなどを収集、加工し、配合飼料の一部代替飼料として利用する事例もみられるようになってきている。

また、牛への給与事例としても、焼酎かすから作られた飼料と粗飼料等を混合調製して給与する事例もみられるようになってきているところである。

なお、九州の食品残さを飼料化する施設数については19年度で27か所と増加傾向にある（表3-1）。

表3-1 九州管内の食品残さ飼料化（エコフィード）量

年 度	1 6	1 7	1 8	1 9
飼料化施設数	2 1	2 4	2 4	2 7
飼料化量（指数） （平成16年度＝100）	1 0 0	1 0 9	1 1 2	1 3 7

注1：飼料化施設数、飼料化量ともに各県を通じて情報収集した結果をとりまとめた。

注2：飼料化量は、平成17年度から20年度に調査を行い、各単年度ごとに飼料化量の把握が可能な施設だけを合計し指数化した。

九州農政局では、このような粕類や食品残さを飼料化したエコフィードの生産拡大や畜産農家での利用拡大を図るために、17年度に各県の食品産業協議会やJAグループ、行政機関等を構成員とし立ち上げた「九州地域食品残さ飼料化行動会議」において、管内における食品残さ排出の実態や、畜産農家による利用状況などの情報を収集し各関係機関へ提供を行っている。

また、食品リサイクルへの関心や理解を深めるとともに、食品残さの更なる飼料化の推進を図るために、新たに設けられた「エコフィード認証制度」及び「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の周知等を行っている。

2 食卓の食の安全と消費者の信頼確保

(1) 適正な食品表示に向けた取組

(食品表示・JAS規格に関する普及・啓発)

食品表示の適正化を進めるためには、消費者や事業者が食品表示制度を正しく理解することが重要であることから、食品製造業者等を対象とした「食品の期限表示設定に関するセミナー」(20年9月10日、熊本市、228名参加)、消費者を対象とした「食品表示フォーラム」(21年2月13日、福岡市、234名参加)等の開催、各地域で関係団体等の要請に応じた説明会の開催や講師派遣などを行い、制度の普及・啓発に努めた。



食品の期限表示設定に関するフォーラム

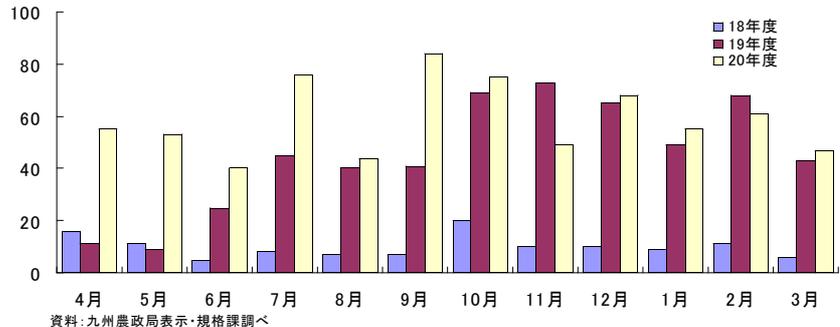
(食品表示に関する監視体制)

食品表示Gメンが日常的に小売店舗を巡回し、生鮮食品、加工食品及び有機農産物を対象とした表示調査や、DNA分析などの科学的分析手法を活用し、特定の品目に着目した特別調査(「緑茶」「塩干魚介類」「米穀」)を実施した。

また、「食品表示110番」を開設し、一般消費者等から不正な食品表示に関する情報を受け付けるとともに、公募により委嘱した一般消費者等が日常の買い物の機会等を利用して食品表示の状況を監視する「食品表示ウォッチャー」により情報収集を行っている。

なお、「食品表示110番」の受付件数は、年々増加しており、20年度は707件の疑義情報提供があった(図3-11)。

図3-11 食品表示110番への疑義情報提供件数(九州)



(食品の不適正表示への対応)

寄せられた疑義情報等をもとに県等と連携し調査を行った結果、不適正表示を確認した場合には厳正な措置を行っている。

九州管内で事案が発生し、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に基づき、国または県から指示を行った件数は29件で、このうち、産地偽装に係る案件は23件(たけのこ、冷凍野菜、はまぐり、アサリ、馬肉等)であった。

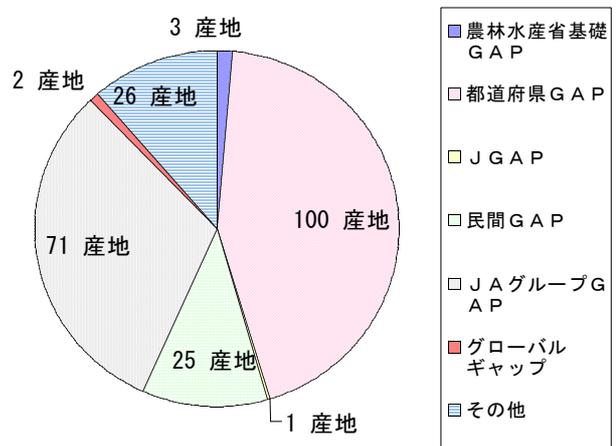
(2) 生産工程管理（GAP手法等）の導入の推進

19年4月に公表された「21世紀新農政2007」において、23年度までにおおむねすべての主要な産地（全国2,000産地）について、農産物の安全性の確保、環境保全、品質の向上、労働安全性の確保、農業経営の改善・効率化に資するGAP手法（農業生産工程管理手法^{※1}）の導入を図ることとされており、九州農政局においても引き続き、管内の主要な産地^{※2}においてGAP手法の導入を推進してきた。

20年度は、「未周知産地0」を目標に掲げ、周知の徹底と導入の推進を図るため情報提供等を積極的に行い、3月末現在で主要な産地878産地における未周知産地は「0」となった。

また、導入状況については、221産地において農林水産省が奨める「基礎GAP」や都道府県が策定した「都道府県GAP」等を実践しており、今後、導入を検討している産地を含め、342産地でGAP手法の導入に向けた取組が展開される予定であり、九州農政局としても引き続き効果的な支援を図っていくこととしている。

図3-12 管内で実践されているGAPの種類
(20年7月31日現在)



注：同一産地において、複数の種類のGAPを実践している産地があるため、管内実践中のGAP種類の合計値とGAP手法の導入産地数は一致しない。

※1 GAP手法（農業生産工程管理手法）

GAP手法（Good Agricultural Practice）とは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」（プロセスチェック手法）

※2 「主要な産地」とは、以下の通知に基づき、産地の競争力強化のための計画等を策定している産地をいう。

- 野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付13生産第6379号生産局長通知）
- 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付16生産第8112号生産局長通知）
- 麦・大豆産地改革の推進について（平成17年5月31日付17生産第1222号生産局長通知）
- 大規模乾燥調製貯蔵施設の適切な利用体制の整備について（平成17年6月1日付17生産第1263号農産振興課長通知）

(3) 高病原性鳥インフルエンザの発生に備えて

九州農政局では高病原性鳥インフルエンザ発生時に迅速かつ的確な対応がとれるよう「高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応マニュアル」（17年3月）を策定している。

20年は4月から5月に東北・北海道で野鳥から本病のウイルスを検出、21年2月には愛知県豊橋市とよはししのうずら農家において本病が発生し、九州農政局では関係機関や農家、消費者等への情報提供、小売店舗に対する不適切な表示の監視等を行った。

(対策会議の開催)

渡り鳥が飛来する時期を迎え、家きんへの感染を防ぐため、20年10月3日、管内各県畜産課長を招集した対策会議を開催、危機管理体制の構築について指示を行った。



家畜衛生地域対策会議

(発生時の人的支援への準備)

発生県から要請を受け、防疫作業に九州農政局職員を派遣出来るよう、作業支援者リストを整備している。

また、各県の防疫演習（8～11月）へ積極的に参加、局内でも10～11月に防疫演習を実施し、連絡体制・指揮系統の確認等を行い、迅速かつ的確に作業が行えるよう体制を整備している。

(関係機関等への情報提供)

愛知県での発生を受け、消費者団体等への情報提供や、関係機関等に対して、「高病原性鳥インフルエンザの正しい知識の普及について」を発出し、本病に関する正確な知識の普及を行った。

(不適切表示に関する店舗調査)

また、小売店舗に対して、不適切な表示に関する巡回点検調査を実施した。21年3月2日～19日の期間で管内3,861店舗を巡回し、32店舗において不適切な表示が見られたため、撤去等を要請しすべて撤去された。



不適切表示の調査

(4) 消費者に対する情報提供とニーズの把握

(リスクコミュニケーション、意見交換会)

食品の安全性や品質に対する消費者の関心が高まるなかで、食品に対する国民の信頼を確保していくためには、消費者、生産者、食品事業者等の関係者に正確でわかりやすい情報を積極的に提供するためのリスクコミュニケーション等が重要である。

九州農政局では、この一環として食品のトレーサビリティについて、関係者間の相互理解を深めることを目的とし、20年12月3日、熊本市国際交流会館にて「食品のトレーサビリティに関する意見交換会」を開催した（消費者、生産者、食品事業者等約130名出席）。食品製造業者、JA、卸売市場、スーパー、消費者それぞれからトレーサビリティの現場の実態がわかる方をパネリストとして招き、パネルディスカッションを行うとともに会場と意見交換を行った。今後もこのような意見交換会や、リスクコミュニケーションを行うこととしている。



意見交換会の様子（熊本市）

(消費者の部屋)

九州農政局では、広く国民の理解に支えられた農林水産行政を展開していくことを目的に「消費者の部屋」を設け、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供や普及・啓発及び消費者相談を行っており、消費者相談窓口には、3,593件（20年度）の食をめぐる様々な相談が寄せられている。

また、各地で行われている様々なイベントの際には「移動消費者の部屋」を開設し、食と農の相談コーナーを設置するとともに、食料自給率の向上、米の消費拡大、食事バランスガイドの普及等のテーマについてパネル展示、パンフレットの配布等により情報提供、普及啓発を行っている。

表 3 - 2

消費者相談件数（20年度）

内容区分	件数	割合
表 示	2,046	56.9%
安全・衛生	218	6.1%
制度・基準	198	5.5%
そ の 他	1,131	31.5%
計	3,593	100%



くまもと物産フェア
(20.11.1~2 熊本県 益城町)



熊本合同庁舎内渡り廊下での特別展示